

住居確保給付金【転居費用補助】のご案内

「同一の世帯に属する者の死亡」又は、本人若しくは同一の世帯に属する者の「離職」「休業」等により、世帯収入が大きく減少して経済的に困窮し、「住居を喪失している方」又は「住居を喪失するおそれのある方」に対し、家賃が安い住宅に転居することで家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助する制度です。

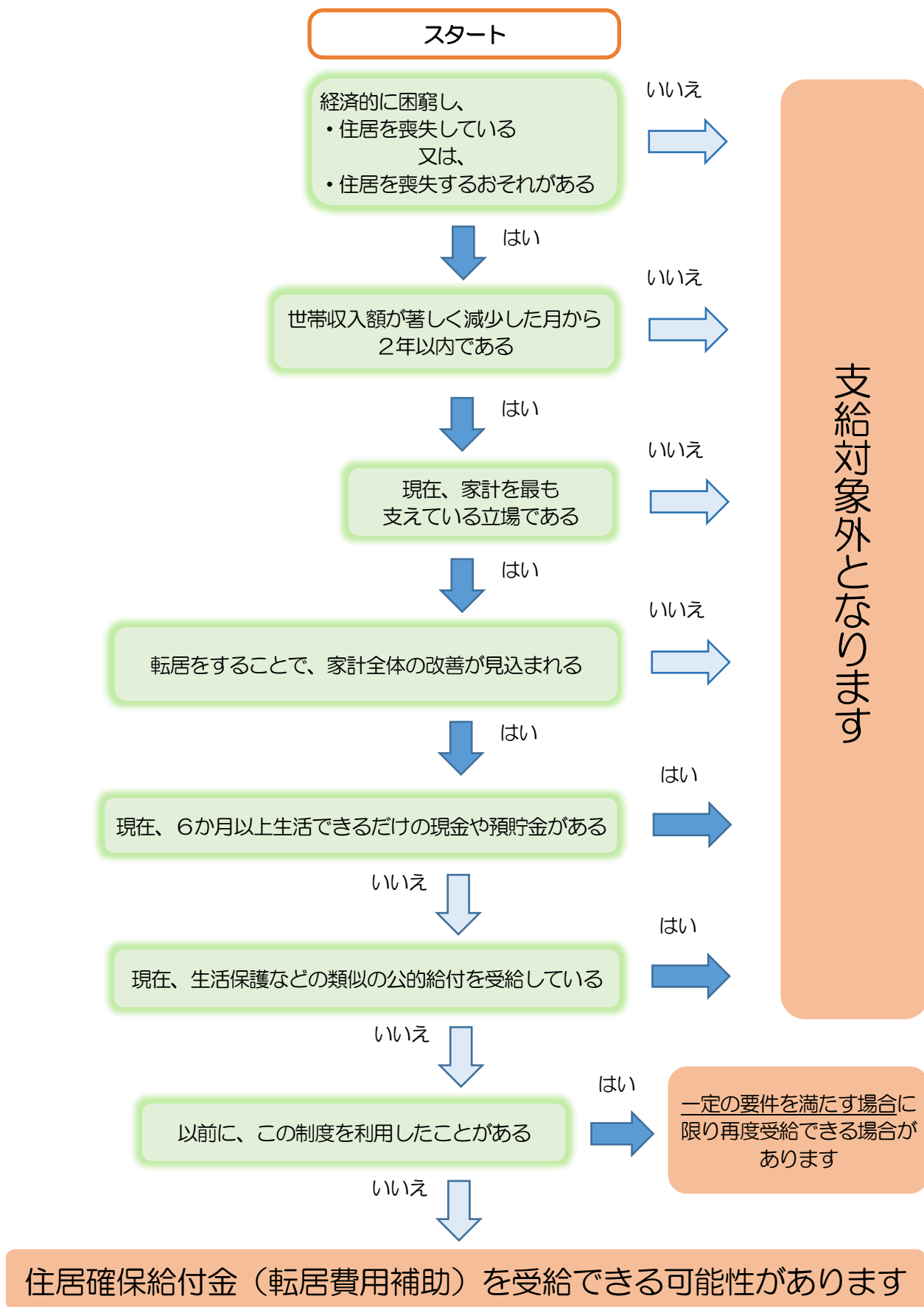
－ 目 次 －

1. 住居確保給付金（転居費用補助）を受給できるか確認してみましょう	2ページ
2. 住居確保給付金（転居費用補助）を受給するための要件	3ページ
3. 対象経費・支給額・支給方法	4ページ
4. 収入要件・資産要件	5ページ
5. 家計改善に関する要件	6ページ
6. 住居確保給付金（転居費用補助）を徴収する場合があります	6ページ
7. 住居確保給付金（転居費用補助）の申請に必要な書類	7ページ
8. 住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定までの流れ	8ページ
9. 各区の相談窓口（自立相談支援機関）	9ページ

【注意事項】

- (1) 住居確保給付金（転居費用補助）を申請する前に、家計改善支援事業をご利用いただく必要があります。家計改善支援事業において、転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められた方が、住居確保給付金（転居費用補助）の申請を行えます。
- (2) 家計改善支援事業を利用された方全員が、転居が必要であると認められるわけではありません。
- (3) 外国人の方についても、日本国籍の方と同様に、収入要件や家計改善に関する要件等の各種要件を満たす場合は支給対象者となります。
- (4) 同一の世帯に属する者とは、同じ住所に居住し、家計（生計）を一緒にしている世帯をいいます。

1. 住居確保給付金（転居費用補助）を受給できるか確認してみましょう



※ 次ページ「2. 住居確保給付金（転居費用補助）を受給するための要件」にお進みください

2. 住居確保給付金（転居費用補助）を受給するための要件

大阪市に住民票がある方で、申請時に次の①～⑧のすべてに該当する方が支給対象となります。

☐	①	同一の世帯に属する者の死亡 又は 申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入額が著しく減少し、 ☐ 住居を喪失している 又は ☐ 住居を喪失するおそれがある
☐	②	申請日の属する月は、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である
☐	③	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している（収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象）
☐	④	申請日の属する月における世帯収入額が、「収入基準額」以下である [収入要件]（5ページ参照）
☐	⑤	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、「金融資産上限額」以下である [資産要件]（6ページ参照）
☐	⑥	家計改善支援事業において、以下に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること ☐ 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少（当該申請者が持家である住宅に居住している場合 又は 住居を持たない場合であって、その居住の維持 又は 確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む）し、家計全体の支出の削減が見込まれること ☐ 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加（当該申請者が持家である住宅に居住している場合 又は 住居を持たない場合であって、その居住の維持 又は 確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む）するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること [家計改善に関する要件]（6ページ参照）
☐	⑦	「地方自治体等が実施する類似の給付等」を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
☐	⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

※ 再支給（以前この制度を利用したことがある方について）

以下の項目すべてに該当する場合、再度支給が可能となります。

- ☐ 受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡 又は 申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少している
- ☐ 以前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している
- ☐ 上記①～⑧の支給要件すべてに該当している

3. 対象経費・支給額・支給方法

(1) 対象経費

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

【表1】対象経費	
支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入

(2) 支給額

転居に要する経費のうち、(1)の支給対象となる経費を支給します。

（転居後）

※実際に転居に要した費用が、支給額を下回った場合

差額を返還していただきます。

※実際に転居に要した費用が、支給額を上回った場合

支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲内であれば、追加で支給できる場合があります。

(3) 支給額の上限

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額）となります。

（例）転居先が大阪市の場合

【表2】支給上限額（大阪市）	
世帯人数	支給（上限）額
1人	208,000 円
2人	224,000 円
3人	240,000 円
4人	256,000 円
5～6人	272,000 円
7人以上	288,000 円

(4) 支給方法

- ・ 転居先の住宅に係る初期費用

不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

※クレジットカード 又は 納付書により支払うこととなっている場合は、ご相談ください。

- ・ その他の経費

個々の状況に応じて、業者等の口座へ直接振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給します。

4. 収入要件・資産要件

(1) 収入要件

申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」の以下の世帯が対象です。※④上限額を超える場合は支給対象外となります。

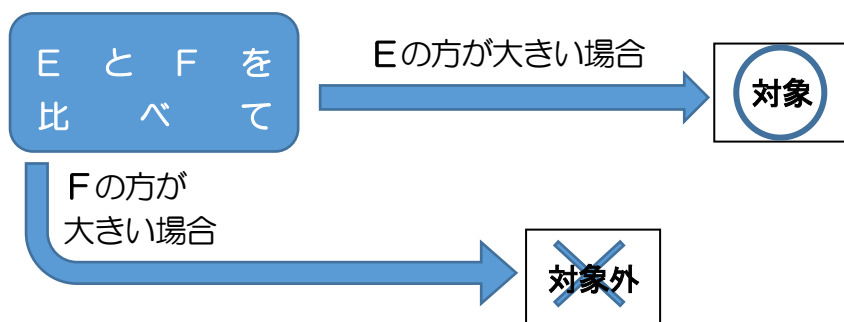
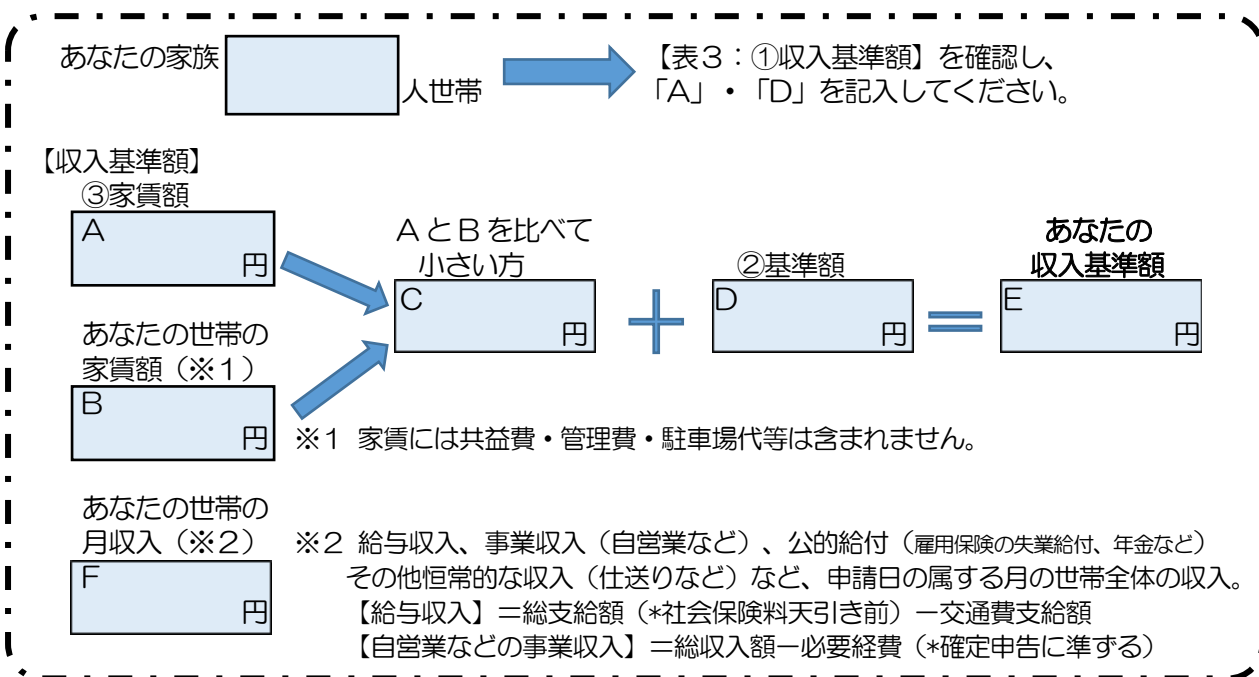
【表3】収入基準額

区 分	②基準額	①収入基準額	④上限額
		②基準額+③家賃額（※）	
単身世帯	92,000 円	+ 家賃額（上限 4.0 万円）以下	132,000 円
2 人世帯	139,000 円	+ 家賃額（上限 4.8 万円）以下	187,000 円
3 人世帯	172,000 円	+ 家賃額（上限 5.2 万円）以下	224,000 円
4 人世帯	214,000 円	+ 家賃額（上限 5.2 万円）以下	266,000 円
5 人世帯	255,000 円	+ 家賃額（上限 5.2 万円）以下	307,000 円
6 人世帯	297,000 円	+ 家賃額（上限 5.6 万円）以下	353,000 円
7 人世帯	334,000 円	+ 家賃額（上限 6.2 万円）以下	396,000 円
8 人世帯	370,000 円	+ 家賃額（上限 6.2 万円）以下	432,000 円
9 人世帯	407,000 円	+ 家賃額（上限 6.2 万円）以下	469,000 円

※③家賃額

申請者が持家である住宅等に居住している場合は、「居住の維持に要する費用」

申請者が住居を持たない場合は、「居住の確保に要する費用」



(2) 資産要件

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計が次の金額以下の世帯が対象です。

【表4】金融資産の上限額	
世帯人数	上限額
単身世帯	552,000円
2人世帯	834,000円
3人以上世帯	1,000,000円

※金融資産について

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいいます。なお、生命年金、個人年金保険等は含みません。

また、負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

5. 家計改善に関する要件

家計状況の改善のため、各区役所の自立相談支援機関において、家計改善支援事業を実施します。

家計改善支援事業では、家計改善支援員が家計に関するご相談を受け、家計の問題を解決していきながら、ご本人が自らの力で家計を管理できるようになることを目指し、支援を行います。

支援の結果、転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについての該当性を判断し、住居確保給付金（転居費用補助）が必要と認められると、「住居確保給付金要転居証明書（様式10）」が交付されます。

6. 住居確保給付金（転居費用補助）を徴収する場合があります

虚偽の申請や届出等、不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに受給した住居確保給付金（転居費用補助）の全額又は一部について返還していただきます。

また、本給付金の振込先である不動産仲介業者等が暴力団員等と関係を有していることが確認された場合、給付の振込を中止します。

7. 住居確保給付金（転居費用補助）の申請に必要な書類

□ ① **生活困窮者住居確保給付金支給申請書**（様式1-1）

★自立相談支援機関で配布します。（ホームページでもダウンロード可能です）

□ ② **住居確保給付金申請時確認書**（様式1-2A）

★自立相談支援機関で配布します。（ホームページでもダウンロード可能です）

□ ③ **住居確保給付金要転居証明書**（様式10）

★自立相談支援機関による家計改善支援事業において、転居の必要性を判断したうえで配布します。

□ ④ **入居予定住宅に関する状況通知書**（様式2-2）

★自立相談支援機関で配布します。

□ ⑤ **本人確認ができる書類** ★次のいずれか（顔写真が無い書類の場合は2点）の写しが必要です。

- ・運転免許証（住所変更している場合は両面）、個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）、旅券、健康保険証（被保険者等記号・番号除く）、住民票の写し、在留カード、特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳等）、年金手帳、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書等

□ ⑥ **収入の減少が確認できる書類**

- ・世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類（給与明細書、賃金明細書、預金通帳等 ※収入減少前と減少後が確認できるページ）の写し

□ ⑦ **離職等が確認できる書類**

- ・世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は 申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

□ ⑧ **申請日の属する月の収入が確認できる書類**

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類（給与明細・自営業等の場合は事業収支がわかるもの・公的給付の振込通知・金融機関の通帳等）の写し【月の収入が確定していない場合は、直近3か月分のもの】※雇用保険の失業給付、各種年金等の公的給付も収入に含みます。

□ ⑨ **金融資産が確認できる書類**

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産（預貯金額等※）が確認できる書類（金融機関の通帳等）の写し等

※預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいいます。なお、生命保険、個人年金保険、学資保険等は含みません。負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

□ ⑩ **（持家の方のみ）居住の維持費用を確認できる書類**

- ・支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

○ 申請から30日以内に必要書類の提出がない場合、不支給決定となります。

○ 上記の書類は、住居確保給付金（転居費用補助）の審査に必要となりますので、お住いの区の自立相談支援機関に必ず提出してください。

（注1）各提出書類の写しについては、確認のため自立相談支援機関に原本をご提示ください。

（注2）一度提出いただいた申請書類は、理由の如何に関わらず返却できません。

（注3）申請者の状況等により、上記の書類以外の書類を提出いただく場合があります。

8. 住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定までの流れ

① 受給要件を確認（2・3ページ参照）

窓口が予約制となっている区もあるため、事前にお電話等で確認をお願いします。

② お住いの区の自立相談支援機関へご相談

※住宅を喪失されている方は、住居を喪失する直前に居住していた区の自立相談支援機関へご相談ください

③ お住いの区の自立相談支援機関で、家計改善支援事業の支援を受ける

・・・・・・・・・・ 以下は、③で転居の必要性を認められた場合の流れとなります ・・・・・・・・・・

④ 申請書類の提出（7ページ参照）

⑤ 自立相談支援機関にて示された家賃額を目安に、不動産仲介業者等を介して転居先の住居を確保（必要に応じ、各種不動産業界団体リストや、理解を得られた不動産仲介業者、地域に存する居住支援法人の情報を提供し、住居確保のための支援を行います）

⑥ 不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）」の必要事項を記入してもらい、自立相談支援機関に提出

⑦ 区役所担当課で審査し、自立相談支援機関より決定内容について本人へ通知

・・・・・・・・・・ 以下は、「支給決定」となった場合の流れとなります ・・・・・・・・・・

⑧ 貸主、不動産仲介業者等、又は受給者の指定口座へ、住居確保給付金支給決定額が大阪市から振り込まれる（振込名称：シジユウキヨカクホキユウフキン）

⑨ 転居後、入居日から7日以内に以下の追加書類を自立相談支援機関へ提出

- ・住居確保報告書
- ・賃貸借契約書の写し
- ・新住所における住民票の写し

※初期費用の他に転居に要する費用の見積書等を提出している場合や、受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）も提出

※住居確保給付金以外での生活にお困りのことがあれば随時ご相談ください。

ご相談・お問い合わせ先

「9. 各区の相談窓口（自立相談支援機関）」を参照



9. 各区の相談窓口（自立相談支援機関）

区名	窓口名称	窓口設置場所	電話番号	FAX
		メールアドレス		
北区	よりそいサポートきた	北区扇町2丁目1番27号（北区役所3階）	06-6809-2814	06-6809-1081
		soudan@osaka-kitakusyakyou.com		
都島区	生活自立相談窓口	都島区中野町2丁目16番20号（都島区役所3階）	06-4800-4800	06-4800-4802
		chiiki4@miyakorin.com		
福島区	生活あんしん相談窓口	福島区大開1丁目8番1号（福島区役所3階）	06-6468-6340	06-6468-6350
		fuku-anshin@clock.ocn.ne.jp		
此花区	自立相談支援窓口	此花区春日出北1丁目8番4号（此花区役所1階）	06-6466-9530	06-6460-0107
		shimin-soudan-konohana@miot-maishima.org		
中央区	くらしサポート中央	中央区久太郎町1丁目2番27号（中央区役所4階）	06-7507-1487	06-7507-1776
		mknq10057@office.eonet.ne.jp		
西区	生活自立相談 「ぷらっとほーむ西」	西区新町4丁目5番14号（西区役所3階）	06-6538-6400	06-6538-6401
		nishi-soudan@minatoryo.jp		
港区	くらしのサポート コーナー	港区市岡1丁目15番25号（港区役所2階）	06-6576-9897	06-6571-7493
		minato-soudan@minatoryo.jp		
大正区	インコス大正	大正区千島2丁目7番95号（大正区役所1階）	06-4394-9925	06-6555-5760
		incosu-taisho@bcc.bai.ne.jp		
天王寺区	生活自立支援相談 サポート天王寺	天王寺区真法院町20番33号（天王寺区役所4階）	06-6774-9937	06-6774-9936
		tennoji-soudan@yarukimitekure.com		
浪速区	くらしサポートセンター なにわ	浪速区敷津東1丁目4番20号（浪速区役所4階）	06-6536-8861	06-6536-8864
		naniwan@kf6.so-net.ne.jp		
西淀川区	生活自立相談・就労支援 窓口	西淀川区御幣島1丁目2番10号（西淀川区役所3階）	06-6471-8222	06-6471-8222
		nishi-info@ahc-net.jp		
淀川区	生活自立相談窓口	淀川区十三東2丁目3番3号（淀川区役所3階）	06-6195-7851	06-6195-7852
		yjiritsushien@lime.ocn.ne.jp		
東淀川区	くらしのみのり相談窓口	東淀川区豊新2丁目1番4号（東淀川区役所1階）	06-6320-0231	06-6320-0232
		hyjiritsu@aroma.ocn.ne.jp		
東成区	東成区自立相談支援窓口	東成区大今里西2丁目8番4号（東成区役所2階）	06-6977-9126	06-4307-5987
		higashinari-soudan@yarukimitekure.com		

区名	窓口名称	窓口設置場所	電話番号	FAX
		メールアドレス		
生野区	くらしの相談窓口いくの	生野区勝山南3丁目1番19号（生野区役所3階）	06-6717-6565	06-6717-6566
		iku-soudan@aroma.ocn.ne.jp		
旭区	くらし相談窓口	旭区大宮1丁目1番17号（旭区役所2階）	06-6953-2380	06-6953-2383
		kurashisoudanmado2380@yahoo.co.jp		
城東区	生活自立支援相談窓口 ウィズゆうゆう	城東区中央3丁目5番45号（城東区役所1階）	06-6936-1181	06-6936-1181
		withyuyu1181@arrow.ocn.ne.jp		
鶴見区	自立アシスト相談	鶴見区横堤5丁目4番19号（鶴見区役所3階）	06-6913-7060	06-6913-7060
		tsurumi-assist@biscuit.ocn.ne.jp		
阿倍野区	仕事・生活・自立相談 あべの	阿倍野区文の里1丁目1番40号（阿倍野区役所1階）	06-6622-9795	06-6622-9979
		abeno-konkyu@dune.ocn.ne.jp		
住之江区	くらしアシスト住之江	住之江区御崎3丁目1番17号（住之江区役所2階）	06-6682-9824	06-6682-9824
		assist-suminoe@lec.co.jp		
住吉区	住吉区生活自立相談窓口	住吉区南住吉3丁目15番55号（住吉区役所4階）	06-6654-7763	06-6654-7651
		sumiyoshi.konkyu@ivy.ocn.ne.jp		
東住吉区	東住吉区くらしサポート	東住吉区東田辺1丁目13番4号（東住吉区役所3階）	06-6621-3011	06-6621-3012
		kurasapo@sawayaka-c.ne.jp		
平野区	くらしサポートセンター 平野	平野区背戸口3丁目8番19号（平野区役所1階）	06-6700-9250	06-6700-9251
		kurasapo1@pure.ocn.ne.jp		
西成区	はぎさぽーと	西成区岸里1丁目5番20号（西成区役所6階）	06-6115-8070	06-6115-8077
		hagi-support@adagio.ocn.ne.jp		